持続的畜産経営推進事業費補助金交付要領

制定　令和５(2023)年４月３日　畜振第81号
一部改正　令和６(2024)年４月１日　畜振第60号
一部改正　令和７(2025)年４月１日　畜振第24号

（趣旨）

第１条　県の交付する持続的畜産経営推進事業費補助金については、持続的畜産経営推進事業実施要領（令和５(2023)年４月３日付け畜振第82号。以下「実施要領」という。）栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

（交付の目的等）

第２条　この要領により実施する補助金の名称、目的、交付の対象である事務又は事業の内容、その交付率及び交付の相手方は、別表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

（交付の申請）

第３条　補助金の交付を受けようとする者が、規則第４条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
持続的畜産経営推進事業費補助金	持続的畜産経営推進事業費補助金交付申請書	規則の別記様式第１	２	１　事業計画書 ２　収支予算書	別記様式第１号 別記様式第２号	１ １	農業振興事務所長が別に定める日

（補助条件）

第４条　規則第６条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更（第６条の軽微な変更を除く。）をする場合においては、農業振興事務所長の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、農業振興事務所長の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては速やかに農業振興事務所長に報告し、その指示を受けること。

(4) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど事業主体が定める契約手続（事業主体に定めがない場合は、市町村又は県が定める契約手続に準拠しなければならない。）により取り扱わなければならない。ただし、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争又は随意契約（原則３者以上から見積を徴収）を

することができる。

（経費流用の禁止）

第５条 別表の交付の対象である事務又は事業の内容の欄に掲げる経費の相互間における流用をしてはならない。

（軽微な変更）

第６条　第４条第１号における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 事業主体の変更

(3) 事業費の30パーセント以上の増減又は補助金の増額

(4) 農業振興事務所長が重要と認める変更

（変更の承認）

第７条　第４条第１号の規定に基づく農業振興事務所長の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書（別記様式第３号）に変更の内容及び理由を記載した書類を添付して農業振興事務所長に提出しなければならない。

（状況報告）

第８条　規則第11条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき報告書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
持続的畜産経営推進事業費補助金	持続的畜産経営推進事業状況報告書	規則の別記様式第２	２	１　状況報告書	別記様式第４号	１	農業振興事務所長が別に定める日

（実績報告）

第９条　規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

なお、農業振興事務所長は、実績報告書が提出され内容が適当と認められる場合には、速やかに１部を知事宛て送付するものとする。

補助金の名称	提出すべき報告書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
持続的畜産経営推進事業費補助金	持続的畜産経営推進事業実績報告書	規則の別記様式第２	２	１　事業実績書 ２　収支精算書	別記様式第１号 別記様式第２号	２ ２	農業振興事務所長が別に定める日

（補助金の請求）

第10条　規則第18条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき請求書の名称	様式	部数	請求書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
持続的畜産経営推進事業費補助金	持続的畜産経営推進事業費補助金交付請求書	規則の別記様式第４	２	１　交付決定通知書の写し ２　額の確定通知書の写し	１ １	農業振興事務所長が別に定める日

（財産処分の制限期間）

第11条　規則第24条第１項ただし書の規定による財産処分の制限をする期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間。）とする。

（財産処分を制限する機械及び器具）

第12条　規則第24条第１項第２号の規定による財産は、１件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

（帳簿の備付等）

第13条　規則第23条に定める帳簿及び証拠書類の保管の期間は補助事業終了の年度の翌年度から起算して５年間とする。ただし、前条に規定する処分制限期間を経過しない場合においては財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

附　則（令和５(2023)年４月３日付け畜振第81号）

１　この要領は、令和５(2023)年度分の補助金から実施する。

２　この要領は、令和８(2026)年３月31日をもってその効力を失う。

附 則（令和６(2024)年４月１日付け畜振第 60 号）

１ この通知は、令和６(2024)年４月１日から施行する。

２ ただし、令和６(2024)年４月１日以前に交付決定を受けた事業については、改正前の規定により行うものとする。

附 則（令和７(2025)年４月１日付け畜振第 24 号）

１ この通知は、令和７(2025)年４月１日から施行する。

２ ただし、令和７(2025)年４月１日以前に交付決定を受けた事業については、改正前の規定により行うものとする。

別表

補助金の名称	補助金の交付目的	交付の対象である事務又は事業の内容	交付率	交付の相手方
持続的畜産経営推進事業費補助金	畜産経営の持続的な発展を図るため、耕畜連携の強化による自給飼料の増産や堆肥の有効活用を推進するとともに畜産経営に起因する臭気の低減対策を支援する。	1　耕畜連携推進総合対策事業		
		(1)飼料生産担い手確保推進事業 農地所有適格法人等が、持続的畜産経営推進事業実施要領（令和５(2023)年４月３日付け畜振第82号。以下「実施要領」という。）に基づき行う飼料生産担い手確保推進事業に要する経費	２分の１以内	農地所有適格法人 集落営農組織 飼料生産組織※ 耕種農家を含む２者以上で構成される組織
		(2)耕畜連携推進機械導入支援事業 市町等が、実施要領に基づき行う、耕畜連携推進機械導入支援事業に要する経費	３分の１以内 ただし、補助上限 4,000 千円とする	市町 農地所有適格法人 集落営農組織 飼料生産組織※ 耕種農家を含む２者以上で構成される組織
		(3)堆肥流通広域化事業 農地所有適格法人等が実施要領に基づき行う、堆肥流通の広域化に要する経費	定額(2,000 円/t) ただし、補助上限 800 千円とする	農地所有適格法人 飼料生産組織※ 生産者団体 畜産業を営む法人 畜産農家を含む２者以上で構成される組織
		2　臭気低減対策モデル事業 畜産農家と関係する団体等で構成される組織が、実施要領に基づき行う臭気低減対策モデル事業に要する経費	２分の１以内	畜産農家と関係する団体等で構成される組織

※「飼料生産組織」とは、栃木県コントラクター協議会に属する組織又は同協議会に加入予定の組織を指す。